

# 利用規約案（復旧）

## 第1章（総則）

### 第1条（目的）

1. 本規約は、株式会社システムインテグレートサポートが提供するデータ復旧サービスの利用条件を定めるものです。

### 第2条（定義）

本規約に置いて使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

1. 「お客様」とは、本サービスのご利用を希望する方のことを意味します。
2. 「成果物」とは、復旧されたデータが入った媒体を意味します。
3. 「当社」とは、株式会社システムインテグレートサポートを意味します。
4. 「パソコン等」とは、本サービスにおいて、当社がお客様からお預かりする対象メディアを意味します。
5. 「本サービス」とは、当社が提供するデータ復旧サービスを意味します。

### 第3条（利用規約の適用）

1. 当社所定の方法により本サービスをお申込みいただいた際は、本規約に同意したものとみなします。同意を取得した時点で本サービスの利用に関する契約が、お客様と当社の間で成立したものとみなします。
2. 当社は、本サービスの内容変更等に伴い、本規約を予告なく変更できるものとします。本サービスの利用にあたっては、お客様が本サービスの申込をした時点での最新の本規約が適用されます。本サービスの申込み後に本規約が変更された場合、その申込みにかかる本サービスの履行が完了するまで、変更前の本規約が適用されるものとします。
3. 本規約の内容と、本規約外における本サービスの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

### 第4条（サービス提供内容）

1. 本サービスは、パソコン等の破損状態、ならびに復旧可能性を調査し、当社において本サービスの提供が可能と判断する場合に、データをファイル等の形で復旧した上でパソコン等、外付けハードディスクドライブ又はU S Bメモリ等の記憶媒体に保存して返却するものです。お客様が当社から別途ご購入いただくメディアをデータ保存先として選択されることも可能です。この場合、当社は、当該メディアの代金を含めて料金を請求いたします。
2. 本サービスは、以下の内容を含むものとします。なお、パソコン等の設定の復旧、障害に至る原因等の調査及び解析、ならびに原状復帰（パソコン等を故障前の状態に戻すこと）は含みません。

#### ①初期診断

パソコン等についての、障害状態の把握及びデータ復旧作業にかかる工数を算出する作業

②見積り

初期診断の結果及びデータ復旧作業にかかる料金を記載した見積書を作成し、提示する作業

③データ復旧作業

パソコン等からデータを回収し、回収したデータをパソコン等、外付けハードディスクドライブ又はUSBメモリ等に保存する作業

④復旧後連絡

データ復旧作業が完了次第、当社からお客様へご連絡いたします。

⑤成果物の引渡し

成果物をお客様にお渡しする作業

3. お客様よりパソコン等をお預かりしている間の代替機器や貸出機などの提供は本サービスに含まれず、当社は、お客様に対して、これらの機器の提供の義務を負いません。
4. 本サービスは、パソコン等の製造上の不具合および製品の故障等に対する修理を行うものではありません。なお、パソコン等についてお客様が製造上の不具合及び製品の故障等に対する修理を依頼する場合には、別途修理サービスを利用するものとします。
5. 本サービスは、データの復旧を保証するものではありません。データは修復箇所の状態により復旧できない場合があります。  
また、必ずしも、作業の結果がお客様のご希望の通りとなるわけではないことを予めご了承ください。
6. パソコン等のデータ移行を行った場合、OSの関係等によって、従前とパソコン上の表示等が異なる可能性があることを予めご了承ください。
7. データ復旧作業にあたっては、パソコン等内のハードディスク、SSD、メモリ媒体の開封・分解等の作業が必要となることがあります。当社はそれらの開封・分解等の作業を行うこと、ならびにパソコン等が再利用できなくなる場合があることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。
8. 本サービスは、日本国内に居住又は所在するお客様に対して行われるものとし、日本国外から依頼はお受けできません。

第5条（本サービスの内容の変更、終了）

当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができます。

第6条（本サービスの料金）

1. 初期診断及び復旧作業にかかる料金は有料です。なお、初期診断を行うパソコン等を

お客様より郵送いただく場合、送料はお客様の負担となります。

2. データ復旧作業を行う場合の料金額は、当社が、復旧料金表に基づき決定し、見積書に記載しお客様に提示するものとします。
3. 成果物及びお預かりしたパソコン等の引渡しにかかる送料は、お客様の負担となります。当社がデータ復旧作業を行わなかった場合や本規約第15条1項、2項に基づき本サービスが解約された場合でも、パソコン等の返却にかかる送料はお客様の負担となります。
4. パソコン等の状態によっては、やむを得ず、データ復旧作業に着手してから、当初のご依頼の範囲外でのデータ復旧作業やデータ復元作業が必要と判明する場合がございます。その場合には、その旨と新たな見積りをお客様に通知いたします。その上で、範囲外でのデータ復旧作業・復元作業についても申込みをいただいた場合には、お客様には、当初の料金に、追加した作業分の料金をお支払いいただきます。  
当初のご依頼の範囲外のデータ復旧作業・復元作業を申し込まなかった場合であっても、お客様は、送料、初期診断料及びそれまでの作業料金を当社に支払うものとします。

#### 第7条（支払方法）

1. 本サービスに関しお客様から当社へ支払われる各料金は、当社指定の方法でお支払いいただきます。
2. 当社は、パソコン等及び成果物の運送、料金の徴収について、ヤマト運輸株式会社と法人契約を締結しております。原則として、お客様は、パソコン等及び成果物、又はキャンセル等により返却されたパソコン等が、ヤマト運輸株式会社によって、本規約第11条1項規定のお客様の住所・所在地、又はお客様の指定の場所に配達された際に、配達人に対して、現金又はクレジットカード払いによって本サービスに係る料金を支払うものとします。
3. お客様が各料金の支払いを遅滞した場合、お客様は年14.5%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

#### 第2章（初期診断、見積り及びデータ復旧の申込み）

##### 第8条（初期診断及び見積り）

1. お客様は、初期診断の申込をする場合、本規約に同意いただいたうえで、データ復旧を依頼するパソコン等を当社へ、当社指定の方法で引き渡すものとします。
2. 当社は、お客様より初期診断の申込みをいただいた場合、お客様のパソコン等をお預かりし初期診断を行い、初期診断の結果及び復旧作業が行える場合には見積書を提示します。
3. お客様からパソコン等の引渡しを受けてから、初期診断の回答までの期間は原則48時間以内とします。但し、次の事項については予めご了承ください。  
①祝日、休日、年末年始休暇、お盆休暇を除きます。

②パソコン等の破損の程度が重い場合や複雑な場合等は、48時間より多少お時間が掛かる場合があります。

③天変地異、火災、停電その他の非常事態など、当社の責に帰しえない事由が生じた場合は、48時間以内に回答できない場合があります。

#### 第9条（データ復旧作業の申込み）

- お客様は、初期診断結果及び見積書を確認の上、データ復旧作業を依頼する場合、初期診断の結果および見積書の受領後2週間以内に当社所定の方法によりデータ復旧作業の申込みを行うものとします。
- 初期診断を受けたにもかかわらず初期診断結果及び見積書の受領後2週間以内にデータ復旧の申込みをしなかった場合、当該パソコン等は着払いにて当社よりお客様へ返送させていただきます。
- 初期診断を受けたにもかかわらず初期診断結果及び見積書の受領後2週間以内にデータ復旧の申込みをしなかった場合、当該パソコン等についてデータ復旧作業を依頼するには再度初期診断に申し込む必要があります。その場合、当社は再度初期診断を行うものとし、初期診断の結果及び見積書の内容は当初提示したものと異なる結果となる場合があります。

#### 第10条（データ復旧作業）

- 当社はデータ復旧作業の申込みをしたお客様のパソコン等に対し、データ復旧作業を行います。ただし、データ復旧作業の対象となるデータが以下のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると当社が判断した場合、当社はデータ復旧作業を行わないものとし、データ復旧作業を開始した後に以下のいずれかの事項に該当することが判明し、又はそのおそれがあると当社が判断した場合、当社が本サービスの提供を中止することができるものとします。
  - お客様がパソコン等又はパソコン等のデータについて本規約第14条の保証に違反した場合
  - パソコン等の保存データに公序良俗に反する内容が含まれる場合
  - パソコン等又はパソコン等のデータに、データ復旧作業を行うことで当社が不利益を被るおそれのあるものが含まれる場合
- 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。
  - 天変地異、火災、停電その他の不可抗力による非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
  - 本サービス提供用の設備又はシステムの保守を行う場合
  - 法令又は管轄官公庁の要請があった場合
  - その他やむを得ない事由が生じた場合
- 当社は、本規約第10条1項から3項に基づき本サービスを中止した場合であって

も、お客様に対して本サービスの中斷に伴う損害、損失、その他の費用の賠償又は補償の責任を負いません。

#### 第11条（成果物の引渡し）

1. 成果物及びパソコン等の引渡しは、データ復旧作業の完了後、申込時にお客様に記載いただいたお客様の住所・所在地、又はお客様指定の場所へ送付することで行います。ただし、お客様から指定いただく送付先は日本国内に限るものとします。なお、運送業者は原則としてヤマト運輸とします。
2. お客様からお預かりしたパソコン等のデータ復旧が完了した場合、パソコン等を未復旧で返却する場合、その他お客様にパソコン等及び成果物をお渡し可能な日程をお知らせしている場合に、お客様と連絡がつかない等の事情によりパソコン等及び成果物の引渡しができず、データ復旧作業の申込みから6か月間（以下、「保管期間」とします。）が経過した場合、当社はパソコン等及び成果物の引渡し義務を免れ、パソコン等を当社所定の方法にて破棄できるものとします。  
また、保管期間が経過した場合、お客様は本サービスに基づく料金に加えて、パソコン等の保管に要した費用（保管場所までの輸送費を含むがこれに限られない）及び、パソコン等及び成果物の処分に要した費用の一切を、当社の請求に従い、速やかに当社に支払うものとします。

#### 第12条（納品後のバックアップ期間）

当社は、復旧作業完了後、お客様に成果物及びパソコン等を返却する際に、データのバックアップを当社サーバー内にとることとします。当該データの保存期間は成果物及びパソコン等がお客様の元に到着してから2週間とします。

#### 第13条（データ復旧作業の修補）

1. 成果物に関する内容の確認及び検証等はお客様が実施するものとします。成果物の引渡し後、成果物に問題があることが発覚した場合、お客様は成果物の受領から2週間以内にその旨を申し出るものとします。申し出があった場合、当社は問題の内容について調査し、必要に応じ再度データ復旧作業を行うものとします。当該期間の経過後は、当社は、調査・修補等の対応を行わないものとします。
2. 前項の再度のデータ復旧作業は、SSDやHDD、メモリなど、当初の復旧作業の過程で交換した物が保証期間内に故障した場合など、明らかに当社の責による場合のみ無料で行い、その他不具合の原因が当社の責によらないと認められる場合及び責任の所在が明らかでない場合は有料となります。  
送料についても、成果物の不具合が、明らかに当社の責による場合には当社が負担し、その他不具合の原因が当社の責によらないと認められる場合及び責任の所在が明らかでない場合にはお客様の負担となります。

#### 第3章（一般条項）

#### 第14条（パソコン等およびデータに関する権利）

お客様は、パソコン等およびパソコン等内のデータにかかる権利について、以下の各号の事項を保証するものとします。

- ①パソコン等について、正当な所有権又は所有者からの正当な代理権を有すること
- ②パソコン等の保存データの取得および所持が適法であること
- ③パソコン等及びパソコン等内のデータに関し、第三者から何らの権利行使も行われておらず、何らかの請求が行われた場合でも当社に一切の責任を負わせないこと
- ④パソコン等およびパソコン等内の保存データに関し、犯罪を目的とするもの、犯罪行為により組成されたもの、その他犯罪に関連するものが含まれていないこと
- ⑤パソコン等内の保存データ内に児童ポルノ等、当社が所持又は保管することが違法となるものが含まれていないこと

#### 第15条（解約）

1. お客様は、本サービスをいつでも解約することができます。ただし、データ復旧作業の申込み以後は、お客様による本サービスの解約はできないものとします。また、初期診断終了後に解約された場合、初期診断料がかかります。
2. 以下のいずれかに該当する場合、当社は、本サービスを解約できるものとします。
  - ①お客様が初期診断結果および見積書の受領後2週間以内にデータ復旧作業の申込みを行わない場合
  - ②当社が本規約第10条1項又は2項に基づき、データ復旧作業を中止したとき
  - ③お客様と通常の手段で連絡が取れなくなったとき
  - ④お客様に、故意又は重大な過失による本規約違反行為、又は当社に対する背任行為があったとき
  - ⑤お客様に、破産、会社更生、特別清算、および民事再生法の各種手続開始の申立て等の事実が生じた場合、又は当該手続きが開始されたとき
  - ⑥お客様が、第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
3. 本サービスが解約された場合、当社は以下の対応を行います。
  - ①データ復旧作業の申込みまでの解約の場合  
パソコン等をお客様に返却いたします。原則、運送業者はヤマト運輸となります。
  - ②データ復旧作業の申込み後の解約の場合  
パソコン等をお客様に返却いたします。原則、運送業者はヤマト運輸となります。  
パソコン等の配達の際、データ復旧作業にかかる料金の全額をお客様へ請求します。本サービスの過程で保管しているパソコン等内のデータがある場合、抹消処理するものとします。

#### 第16条（免責事項）

お客様は本サービスを利用するにあたり、下記の事項について当社が責任を負わないことを承諾するものとします。なお、消費者契約法その他法令の適用により、本条各号の定

めのいずれかが無効になり当社が責任を負うことになった場合であっても、その責任は本規約第21条に定める範囲に限られるものとします。

- ①当社は本サービスにあたり、パソコン等又はパソコン等内のハードディスク、SSD、メモリ媒体の開封・分解等を含む作業を行う場合がありますが、これにより生じたパソコン等の動作不良、汚損、破損等の損害については責任を負いません。
- ②本サービスを利用することで、お客様がパソコン等の販売者・製造者等の行う保証等を受けられなくなることがあります。
- ③当社は本サービスにおいて、パソコン等内の全ての保存データを復旧しお渡しすることを保証するものではありません。
- ④当社は、本サービスを利用するパソコン等の内部に含まれるデータの内容について一切の関与及び保証をするものではありません。
- ⑤当社は、本サービスに関し輸送の過程で生じたいかなる損害に対しても、その責任を負いません。また、パソコン等に生じた損害が輸送の過程で生じたものか、当社に到着後に生じたものか明らかでない場合、当該損害に対しても、当社はその責任を負いません。

#### 第17条（個人情報保護）

- 1. 当社は、当社のプライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適切な管理に努めます。
- 2. 当社はデータの内容に個人情報が含まれている場合であっても、一切その内容に閲知いたしません。

#### 第18条（秘密保持）

当社は、お客様から開示される秘密情報（お預かりしたパソコン等に記録された、可視的に再生できる全ての情報）を秘密として保持し、お客様の事前の書面（通信手段全般を含む）による承諾がない限り、秘密情報を本規約第20条に定める外部委託先以外の第三者に開示、提供又は漏洩しないものとします。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではありません。

- ①開示を受けた時点で既に公知又は公用となっていた情報
- ②開示を受けた時点で既に正当な手段により所有していたことを証明することができる情報
- ③開示を受けた後に当社の責によらず、公知又は公用となった情報
- ④開示を受けた後に正当な権限を有する第三者から合法的に入手したことを証明することができる情報
- ⑤法律に基づく裁判所、行政機関等の要求により開示せざるを得ない情報

#### 第19条（マイナンバーの取り扱い）

- 1. マイナンバーが含まれる機器はお預かりできません。また、マイナンバーを含むデータをお預かりすることもできません。

2. 本サービスご依頼の際、お客様ご自身で機器内にマイナンバーが含まれていないことのご確認をお願いいたします。
3. 当社は、マイナンバーを利用することではなく、前項の規定にも関わらず、万一お客様からお預かりしたパソコン等にマイナンバーが含まれており、本サービス遂行中にマイナンバーを閲覧した場合においても、かかるマイナンバーを動かしたり、情報を控えたりする行為は致しません。

#### 第20条（外部委託）

当社は、パソコン等の種類及び障害の状況により、本サービスの一部又は全部を外部委託先に委託する場合があり、お客様はこれを承諾するものとします。この場合当社は、外部委託先に対し、当社が本規約で負うのと同等の義務を負わせ、情報漏洩等の事故防止に努めるものとします。

#### 第21条（損害賠償）

当社は、本サービスを実施するにあたり、その責に帰すべき事由によりお客様に損害を発生させた場合、現実に発生した通常の損害について賠償するものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、本規約に基づく損害賠償額は、損害を発生させた本サービスにお客様が支払う対価相当額を超えないものとします。また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

なお、お客様による損害賠償請求は、初期診断の申込日から1年以内に行うものとします。

#### 第22条（不可抗力）

天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故その他の当社の責に帰しえない事由により当社が本サービスの全部又は一部を行えぬ場合、当社は本サービスの履行に関し責任を負わないものとします。

#### 第23条（反社会勢力の排除）

1. お客様が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。
  - ①自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団、その他団体、総会屋、社会活動標榜ゴロ、社会の秩序・市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他団体、及びこれらと社会的に非難される関係を有すると認められるものをいう）又は反社会的勢力と密接な関係を有する者であること
  - ②自らが反社会的勢力でなくなった時から5年間を経過しない者であること
2. お客様は、自ら又は第三者を利用して、以下のいずれの行為もしないことを確約するものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、詐欺的手法を用いあるいは脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤当社又は第三者の財産もしくはプライバシーを侵害する行為
- ⑥虚偽の申告を行う行為
- ⑦法令又は条例に反する行為
- ⑧公序良俗に反する行為
- ⑨当社と何らかの係争関係にありながら本サービスの利用を申し込む行為
- ⑩その他上記①～⑨に準ずる行為

3. 当社は、お客様が前2項に違反している又は違反するおそれがあると判断した場合、お客様との間の全ての取引及び契約を解除できるものとします。その場合、当社は解除を理由とする損害賠償義務を負担いたしません。また、解除によって当社に損害が生じた場合には、お客様に対しその損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第24条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第25条（協議事項）

当社及びお客様は、本規約に定めのない事項、又は本規約に関する解釈上の疑義が生じた事項について双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

#### 第26条（管轄）

当社及びお客様は、本サービスに基づく紛争については、奈良地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第27条（準拠法）

本規約及び本サービスは日本法に準拠するものとします。

【特定商取引法に関する法律に基づく表示内容】

項目	内容
業者名	株式会社システムインテグレートサポート
URL	<a href="http://奈良 パソコン修理センター-株式会社システムインテグレートサポート (sos-pc.jp)">奈良 パソコン修理センター-株式会社システムインテグレートサポート (sos-pc.jp)</a>
運営統括責任者	代表取締役 上田 裕子
所在地	<p>本社事業所        〒579-8032        東大阪市東豊浦町10-13</p> <p>修理受付支店        〒630-0212        奈良県生駒市辻町397-9 ロコモコビル        1階</p>
データ復旧サービス依頼方法	「データ復旧までの流れ」をご参照ください。
サービス代金	「料金表」をご参照ください。
サービス代金以外の必要料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様から復旧ご依頼品を修理受付支店に送る送料</li> <li>当社から復旧ご依頼品及び成果物をお客様に送る送料</li> <li>消費税</li> <li>お支払い方法にクレジットカードを選択された場合は、決済手数料はすべて当社にて負担いたします。</li> </ul>
お支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金</li> <li>クレジットカード (VISA、MASTTER、JCB のブランドがご使用いただけます。)</li> </ul>
引き渡し時期	お客様からお預かりしたパソコン等は、データ復旧作業が完了したとき又は復旧できないことが明らかになったとき、契約が解約されたときのいずれかの事由が生じたときに、速やかにお客様に返送いたします。
キャンセルの取扱い	データ復旧作業のお申込み後にキャンセルを希望する場合、当社はサービス代金全額の支払いを請求いたしますので、予めご了

	承ください。
復旧データに不良がある場合の対応	<p>当社が納品した復旧データに不良がある場合、お客様のデータ受領後 2 週間以内に当社に連絡してください。</p> <p>ご連絡があった場合、当社は問題の内容について調査し、必要に応じてデータ復旧作業を再度行います。再度の復旧作業の料金は、SSD や HDD、メモリなど、復旧作業の過程で交換した物が保証期間内に故障した場合など、明らかに当社の責による場合のみ無料で行い、その他、不具合の原因が当社の責によらない場合及び責任の所在が明らかでない場合は有料となります。</p> <p>なお、送料は、納品された成果物の不具合が、明らかに当社の責によるものである場合を除き、お客様の負担となります。</p> <p>お客様へ納品した復旧データのバックアップはお客様に対して発送を行った後 2 週間で完全消去いたします。期間経過後は復旧データの不具合やクレームは対応しかねますので予めご了承ください。</p> <p>※配送業者またはお客様のお取り扱いミスによる破損や不良の場合は対応できかねます。</p>
個人情報の保護	ホームページの【プライバシーポリシー】をご参照ください。
お問い合わせ窓口	0120-39-8570